

令和2年4月より重大な消防法違反の建物に対する



「違反対象物の公表制度」が始まります!



 広島県ホテル火災や長崎県グループホーム火災等の発生により、建物を“安心して利用してもらおう”ために、重大な消防法違反のある建物をホームページで公表する制度です。

- 公表制度の対象となる建物は、飲食店、病院、福祉施設などの不特定多数の人が出入りする建物です。
- 公表の対象となる違反は、「**屋内消火栓設備**」、「**スプリンクラー設備**」、「**自動火災報知設備**」が設置されていない重大な消防法違反です。
- 公表の方法は、三重紀北消防組合へのホームページに掲載します。

公表例	建物の名称	〇×〇ビル
	所在地	尾鷲市〇〇町△番×号
	法令違反の内容	自動火災報知設備の未設置



三重紀北消防組合では、立入検査で違反を確認したのちに、建物関係者に違反を通知しても、なお、その違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

三重紀北消防組合

検索



建築物関係者のみなさまへ

みなさまの所有、管理する建物が、以下の変更を行うときには、消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、必ず、予防課にご相談ください。

- ☑ 元々の建物を飲食店、病院、社会福祉施設などに用途を変更する場合
- ☑ 増築や改築、そして、隣の建物と屋根や壁をつなぐ場合
- ☑ 看板の設置などで、窓をふさいでしまう場合

運用開始

令和2年4月1日

今後の対応や不明な点、問い合わせは・・・

三重紀北消防組合予防課 TEL 22-2051 まで